苅田町学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、大学院、専修学校その他各種学校(以下「大学等」という。)に在学しながら、真摯かつ継続的に本町の消防団員として消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者(以下「大学生等」という。)について、本町がその功績を認証することにより、就職活動を支援することで、大学生等の消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 本制度による認証(第4条に規定する認証をいう。)の対象となる者は、次のすべてに該当する者(以下「認証対象者」という。)とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 在学中に消防団員として1年以上(過去に他市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。) 継続的に在籍した者のうち、6回以上の活動実績を有する者
 - (2) 大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

(申請)

- 第3条 本制度による認証を希望する認証対象者は、所属の消防団長に認証推薦依頼書(様式第1号)を提出するものとする。
 - 2 前項の認証推薦依頼書を受けた消防団長は、当該認証対象者について町長に対して本制度による認証を受ける者として推薦する場合は、町長に認証推薦書(様式第2号)を提出するものとする。

(審査)

第4条 町長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象者 が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会への貢献の有無及びその程度 について審査を行い、当該認証対象者の功績の認証(以下「認証」という。)の可否を決 定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

- 第5条 町長は、前条の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、苅田町学生消防団活動認証決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。
 - 2 町長は、前条の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、苅田町学生消防団活動審査決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

- 第6条 町長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、苅田町学 生消防団活動認証状(様式第5号)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。
- 2 町長は、被認証者から苅田町学生消防団活動認証証明書交付依頼書(様式第6号)により申請があった場合、就職活動時において事業所等に提出するため必要となる範囲において、苅田町学生消防団活動認証証明書(様式第7号)(以下「認証証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

- 第7条 町長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。
 - (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
 - (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合
 - 2 認証を取り消された者は、すでに交付されている認証状及び認証証明書を直ちに町 に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 町は,本制度について,消防団を通じて当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、苅田町消防本部総務課において所掌する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。